

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

(1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。

(2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）

秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

(3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。

(4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

(5) 「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29年3月24日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行った

もの（29年4月1日より適用）。

- (6) 「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）
「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。
- (7) カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（29年3月31日）
国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

(注) 上記のうち、(6)について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、28事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- (1) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等の施行に係る改正（28年7月27日）
「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律」等を踏まえ、取引時確認等の措置を的確に実施するための体制整備等について着眼点を追記する等の改正を行ったもの（28年10月1日より適用）。
- (2) 秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての改正（28年8月8日）
秩序ある処理等の円滑な実施の確保のために求められる店頭デリバティブ取引等に係る外国法準拠の契約の管理態勢についての監督上の着眼点等を明確化する観点から、所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等に係る改正（28年9月9日）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（28年9月9日より適用）。
- (4) 金融庁への提出書類における役員等の氏名の使用に係る改正（29年3月23日）

28年3月1日付で公布・施行された金融庁への役員等の氏名届出等に係る内閣府令等及び監督指針の改正の際に寄せられた意見を受け、金融機関が当庁へ提出する一定の書類について役員等の氏名を記載する際に婚姻前の氏名のみを使用することを可能とするため、内閣府令等とともに所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

（5）「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に係る改正（29年3月24日）

「銀行法施行令等の一部を改正する政令等」等の施行に伴う所要の改正を行ったもの（29年4月1日より適用）。

（6）「個人情報の保護に関する法律」等の改正に係る改正（29年3月31日）

「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年5月30日より適用）。

（注）上記のうち、（6）について、金融検査マニュアル等の改定を行った。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の平成28年度決算概況（資料9-2-1参照）

主要行等の28年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ1,102億円減少の2兆6,140億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.2兆円減少の2.9兆円、不良債権比率は前期に比べ0.1%ポイント低下の0.87%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.12%ポイント上昇の16.29%、Tier 1比率は前期に比べ0.34%ポイント上昇の13.55%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.35%ポイント上昇の11.73%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ1.42%ポイント低下の11.88%となった。

II 地域銀行の平成28年度決算概況（資料9-2-2参照）

地域銀行の28年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

1. 当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、預貸金利回りの悪化等により資金利益が減少したことや役務取引等利益、債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ1,727億円減少の1兆0,002億円となった。
2. 不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.4兆円減少の4.8兆円、不良債権比率は前期に比べ0.24%ポイント低下の1.89%となった。
3. 国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.16%ポイント低下の13.94%、Tier 1比率は前期に比べ0.15%ポイント上昇の13.34%、普通株式等Tier 1比率は前期に比べ0.18%ポイント上昇の13.34%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.34%ポイント低下の9.86%となった。

III 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

28年7月以降、主要行等における再編等は、行われていない。

2. 地域銀行の再編等（資料9－2－3～4参照）

28年7月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 常陽銀行、足利ホールディングス

(内容) 28年10月1日に足利ホールディングスが株式交換により常陽銀行を子会社化及び「めぶきフィナンシャルグループ」へ商号を変更

② 西日本シティ銀行、長崎銀行

(内容) 28年10月3日に持株会社による経営統合

持株会社名：西日本フィナンシャルホールディングス

3. 外国銀行の参入

28年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。(29年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は55行)。

	免許付与日	営業開始日
シティバンク、エヌ・エイ (米) 東京支店	29年3月10日	29年4月1日
玉山銀行(台) 東京支店	29年6月19日	29年10月予定
台湾中小企業銀行(台) 東京支店	29年6月19日	29年下半年予定

4. 外国銀行の退出

28年7月以降、以下のとおり、外国銀行等において銀行業の廃止等があった。

	営業廃止日
ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー(英) 東京支店	29年3月14日
シティバンク銀行(注)	29年3月31日

(注) 29年3月31日付でシティバンク、エヌ・エイ東京支店へ事業の全部譲渡を行い銀行業の免許が失効した。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（資料9－2－5～7参照）

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（資料9－2－8～15参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位: %、兆円)	14年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
不良債権比率	8.4	2.5	2.4	2.4	2.3	1.9	1.6	1.5	1.4	1.3
総与信	512.1	478.3	475.0	486.6	508.9	530.2	556.7	569.7	566.6	585.8
金融再生法開示債権	43.2	11.7	11.5	11.8	11.9	10.2	9.1	8.4	7.9	7.7
破産更生債権	7.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.2
危険債権	19.3	6.7	6.6	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.6	4.5
要管理債権	16.5	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.1	2.0
正常債権	468.9	466.6	463.5	474.8	497.0	520.0	547.6	561.3	558.7	578.1

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

22年 3月期	23年 3月期	24年 3月期	25年 3月期	26年 3月期	27年 3月期	28年 3月期	29年 3月期
11.4	11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6

3. 不良債権問題への取組み（資料9－2－16～17参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオーバーバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオーバーバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

29年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.037%を前提として、決済用預金0.049%、一般預金等0.036%、に変更する認可申請がなされ、29年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 27年1月30日、「預金保険料率に関する検討会」が報告書（中長期的な預金保険料率のあり方等について）を公表した。預金保険機構は、同報告書を踏まえ、33年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、29年度の預金保険料率を「0.037%」（▲0.005%引下げ）とした。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料9－3－1参照）

I 主要行等に対する金融モニタリング

28事務年度の主要行等に対するモニタリングにおいては、海外向け貸出や外債投資の拡大を踏まえ、市場環境の変化を捉えた機動的なポートフォリオ管理や、安定的な外貨調達手段の確保等に向けた対話を行ったほか、指名委員会等設置会社への移行や社外取締役の増員・多様化など統治体制が進展する中でのガバナンスの実効性について対話を行った。

また、銀行、信託、証券等のグループ連携ビジネスに係る優越的地位の濫用防止や利益相反管理に加え、ハイブリッド・ファイナンスなど低金利環境下におけるビジネスの持続可能性についても対話を行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

28事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、質の高い金融仲介機能の発揮を促すため、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論を踏まえ、企業アンケート等による実態把握結果や「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を実施した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25事務年度からモニタリングを実施しており、28事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

近年、地域銀行において増加傾向にあるアパート・マンションローン等不動産賃貸業向け貸出については、営業推進・融資審査など業務運営の状況について、アンケート調査やヒアリングによる実態把握を実施した。

低金利環境の継続による貸出利鞘の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクに見合った運用・リスク管理態勢が必要との観点から、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

また、検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オンライン・モニタリングを実施した。

こうしたプロファイリングを踏まえつつ、ビジネスモデルやリスク管理面での課題を有する金融機関については、必要に応じてオンライン・モニタリングを実施した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

我が国に進出している多くの外国銀行は、金融危機以降の国際的な規制動向やビジネス環境変化を踏まえてビジネスモデルの整理を行う中、在日拠点についても業務やリソースの選択と集中を行ってきた。

こうした中、28事務年度の外国銀行に対するモニタリングについては、銀証一体でのモニタリングを強化し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等をヒアリングしたほか、年次アンケート、決算ヒアリング、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより把握したビジネス戦略及びリスク特性を踏まえた個別行のリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合に対する金融モニタリング

28事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(信金中央金庫は、金融庁が検査を実施)している。28事務年度は、60金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施)している。28事務年度は、27組合に対して検査を実施した。

(注) 上記I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、平成29年10月25日に公表された「平成28事務年度金融レポート」を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務(支)局が共同で検査を実施している(労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。28事務年度は、2金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

地区 種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。28事務年度は、7連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会3連合会、信用漁業協同組合連合会4連合会）に対して検査を実施した。

4. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22年6月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を探る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23年5月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

28事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、20組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地区 種類	都道府県の 区域を超える	都道府県の 区域と同じ	都道府県の 区域の一部
----------	-----------------	----------------	----------------

信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農業協同組合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)
漁業協同組合	主務大臣	都道府県知事 (注2)	都道府県知事 (注2)

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。

(注2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第4節 預金等取扱金融機関に対する行政処分について

I 日本振興銀行の破綻処理について

1. これまでの経緯

- (1) 日本振興銀行については、平成22年9月10日、同行より「その財産をもつて債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、預金保険法第74条第1項の規定に基づき、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。
- (2) 一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。
- (3) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本1,000万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本1,000万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。
- (4) 23年4月25日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529億円の資産の買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（資金援助の実施後、付保預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより、同年10月7日、預金保険機構より、第二日本承継銀行に対する581億円の金銭の贈与の減額（減額後の金銭の贈与額460億円）及び日本振興銀行に対する95億円の金銭の贈与の増額（増額後の金銭の贈与額751億円）が行われた）。
- (5) 同年8月23日、日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役7名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。
- (6) 預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、同年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (7) 同年11月15日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた（認可決定の確定は同年

12月14日)。

- (8) 同年11月28日及び12月19日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、それぞれ14百万円及び10百万円）。また、同年12月26日、第二日本承継銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は429千円）。
- (9) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡（再承継）が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。
- (10) 24年3月23日から同年4月2日までの間、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への第1回弁済が実施され、債権額の39%相当額の弁済金の支払いが行われた。
- (11) 同年7月23日、日本振興銀行が保有する資産について、預金保険機構による買取り（整理回収機構に買取りを委託）が行われた（買取り額は、63百万円）。
- (12) 同年8月21日、整理回収機構において、中小企業保証機構への融資の承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役4名に対する損害賠償請求訴訟が提起された。
- (13) 同年9月10日、日本振興銀行に対して、銀行法第37条第1項の規定に基づき解散認可が行われた。同行は同日解散し、清算法人（日本振興清算）に移行するとともに、清算人が選任された。同行の民事再生手続及び清算手続は、裁判所の監督下、上記清算人のもとで遂行されることとなった。また、同日、預金保険法第75条第1項の規定に基づき、同行に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分の取消しが行われた。
- (14) 26年9月30日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、中間弁済（弁済率19%）が実施された。第1回弁済と今回の中間弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、58%となった。
- (15) 同年12月15日、清算法人が、東京地方裁判所から再生手続の終結決定を受けた。

2. 再生計画に基づく最終弁済（第3回弁済）について

28年9月20日以降、清算法人から再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者に対して、最終弁済（弁済率2.95686%）が実施された。

第1回弁済、中間弁済、そして今回の最終弁済を合計すると、債権額に対する弁済率は、60.95686%となった。

3. 清算法人の清算結了について

29年5月2日、清算法人は清算業務を終え、清算手続を結了した。

第5節 自己資本比率規制

I 概要（資料9－5－1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成25年3月期から、バーゼル3ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33年3月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（4%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則10年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26年3月期から適用開始）。

II 関連告示等の整備

○カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組み整備に係る改正（資料9－5－2参照）

国際合意に基づき、カウンター・シクリカル・バッファーの運用枠組みを整備する観点から監督指針の改正を行った（29年4月より適用開始）。

○自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表（資料9－5－3参照）

27年1月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に対し、告示等の改正を行うため、29年6月にパブリックコメントを実施した（30年3月期より適用開始予定）。

○銀行勘定の金利リスクに係る告示等の一部改正（案）の公表（資料9－5－4参照）

28年4月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第3の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行うため、29年6月にパブリックコメントを実施（開示に係る、第3の柱に関する告示及び監督指針は、国際統一基準について30年3月期より適用開始予定。モニタリングに係る監督指針は、30年3月期より適用開始予定（一部の国内基準については31年3月期よ

り適用開始予定))。

III 要承認手法の承認実績（28事務年度）（資料9－5－5参照）

・信用リスク

（先進的内部格付手法）…1金庫

（基礎的内部格付手法）…4持株会社及び4行

（期待エクスポート方式）…1持株会社及び2行

・オペレーションル・リスク

（粗利益配分手法）…1持株会社

第6節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成 28 年 9 月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 12 月 22 日に、29 年 3 月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年 6 月 30 日に、報告内容を公表した。(資料 9-6-1~2 参照)

2. 公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、27 事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約 12.3 兆円)に対して、29 年 6 月末時点で約 12.1 兆円が返済されており、残額は約 0.2 兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、すでに返済されている約 12.1 兆円に対し、約 1.5 兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

28 事務年度においては、金融機能強化法の本則に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。(資料 9-6-3 参照)

28 年 12 月実施：全国信用協同組合連合会(62.4 億円)

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法の本則及び震災特例に基づき国が資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状況報告がなされ、28 年 3 月期(27 金融機関)については、同年 9 月 16 日に、同年 9 月期(27 金融機関)については、29 年 3 月 17 日に公表した。(資料 9-6-4~17 参照)

3. 経営強化計画等の公表

金融機能強化法の本則に基づき国が資本参加を行った、豊和銀行、東京厚生信用組合及び横浜中央信用組合並びに同法の震災特例に基づき国が資本参加を行った筑波銀行、東北銀行、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合の新しい経営強化計画等については、28 年 9 月 16 日に公表した。(資料 9-6-18 参照)

4. 公的資金の返済状況

28 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,793.4億円）に対して、29年6月末時点で残額は4,988.4億円となっている。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。

1. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業等へのヒアリング

平成28年10月から11月にかけて、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

(2) 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

2. 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、28年12月6日及び29年2月27日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

28年12月6日及び29年2月27日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

II 現状

1. 貸付条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日（21年12月4日）から29年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われていると考えている。（資料9-7-1参照）

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比）をみると、29年6月期では+21（対前年同月比+2）となっている。（資料9-7-2参照）

3. 融資残高等

29年6月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比5.2%の増加、中堅・大企業向けが同2.3%の増加となっている。（資料9-7-3参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ABL等を推進している。（資料9-7-4参照）

第8節 金融中介機能の質の改善に向けた取組み

I リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進

金融庁は、平成15年以降、リレーションシップバンキング（地域密着型金融）の推進を地域金融行政の重点施策として位置付け、地域金融機関が、顧客企業に対し資金供給のみならず、顧客企業の課題解決に向けた取組みを行うよう促してきた。

特に、23年には監督指針を抜本的に改正し、地域金融機関が、経営理念・戦略の中で地域密着型金融をビジネスモデルとして明確に位置づけ、顧客企業の成長や経営改善・事業再生、地域経済の活性化に資する取組みを組織全体として継続的に推進することにより、自身の顧客基盤の維持・拡大や健全性・収益性の向上に繋げていくことを促してきており、現在進めている金融中介機能の質の改善に向けた取組みに繋がっているところである。

II 金融中介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融中介の改善に向けた検討会議」を27年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融中介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成28事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第6回（28年11月18日開催）
 - ・「金融中介の質の向上に向けた施策」の今後の進め方
- ② 第7回（29年2月8日開催）
 - ・金融中介の取組みに関する実態把握の方法
 - ・企業アンケート調査の質問項目
- ③ 第8回（29年4月24日開催）
 - ・表彰制度の基本的枠組み
 - ・金融中介の質の向上に向けた対話の結果
- ④ 第9回（29年5月31日開催）
 - ・企業アンケート調査の結果
 - ・信用金庫・信用組合における金融中介機能の質の向上に向けた組織的・継続的な取組み事例

III 企業アンケート調査

金融サービスの利用者の声を金融行政に反映するため、金融庁では、27事務年度より、企業アンケート調査等を継続的に実施してきている。

28事務年度は、取引金融機関に対する企業の評価を把握するため、地域銀行をメインバンクとする中小企業を中心に約3万社のアンケート調査を実施し、8,901社から回答（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数は126社）を得た。

【参考】アンケート調査結果の概要

① 金融機関の融資に関する評価

- i) メインバンクが担保や保証がないと融資に応じてくれないと感じている企業は全体の4割（要注意先以下で約5割、正常先上位でも約2割）。信用保証協会の保証を利用していると回答した企業は約6割（正常先上位では約3割）。
- ii) 「経営者保証に関するガイドライン」については、適用開始後3年余りが経過しているが、個人保証を提供した者の約6割はガイドラインの活用について説明を受けていない。
- iii) 過去1年以内に資金繰りに困った企業が約2割（要注意先以下では約半数）存在し、そのうち特段支援を受けていない企業は約3割（要注意先以下では約4割）。

② 金融機関のサービスに対する評価

- i) メインバンクによる企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少。
- ii) 金融機関が提供するサービスは、経営課題を抱えている債務者区分下位の企業には役立っている。提供されたサービスが非常に役に立ったと回答した企業の約7割が金融機関との取引を拡大。
- iii) 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行上位30行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービス効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行下位30行よりも、顧客企業から比較的高い評価を得ている。特に、メイン先の企業や要注意先以下の企業からの評価に大きな差が存在。

③ その他

- i) 政府系金融機関と取引を行っていると回答した企業は全体の約5割、正常先上位でも4割。政府系金融機関と取引を選択した理由については、「民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入条件が良かったから」と回答した企業は約6割。一方、「民間金融機関では支援してくれなかったから」と回答した企業は1割弱。
- ii) 金融機関との取引に満足の理由は、民間金融機関は、「事業への理解」、「相談・要望への迅速な対応」との回答がいずれも2割強と高く、「融資条件が良い」との回答の約3倍。他方、政府系金融機関は、「融資条件が良い」との回答が約2割と、民間金融機関に比べ高い。

IV 「金融仲介機能のベンチマーク」

金融機関が、金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に評価し顧客に開示していくことが重要である。こうした考えの下、「金融仲介の改善に向けた検討会議」での議論等も踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標（「金融仲介機能のベンチマーク」）を策定し、28年9月15日に公表した。

当該ベンチマークについては、29年8月末までに、全ての地域銀行がベンチマーク55項目のうちいずれかの指標を開示しており、開示の内容を見ると、自行の経営戦略に沿って取組状況を具体的に分かりやすく開示している事例がある一方、自行が用いている指標の定義が示されていないなど、顧客等が指標の意義を理解することが難しい開示となっている事例も確認された。

また、一部の地域銀行との間でのベンチマーク等の客観的な指標の活用状況に係る対話や、地域銀行から提出されたベンチマークの指標の分析を通じて、当該ベンチマーク等の指標は個々の金融機関における金融仲介の取組みに関する客観的な指標と課題の特定に有用であり、また、指標の定義が金融機関間で統一されることにより、顧客から見て金融機関毎の比較が可能となること、金融機関の自己評価において自行の位置づけの把握が可能となることが明らかとなつた。

V 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（29年1月、6月）。29年6月の公表においては、28年度下期の「事業承継時（代表者の交代時）における対応」の実績も公表（資料9-8-1参照）
- ② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（29年4月）（資料9-8-2参照）
- ③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定（29年6月）
- ④ ガイドライン及びその活用状況をより広く周知するために、金融機関による開示を更に促す旨を「平成28事務年度金融行政方針」に明記（平成28年10月）
- ⑤ 金融業界団体との意見交換会において、ガイドラインの活用促進に向けた組

織的な取組み事例を共有（29年1月～3月）

- ⑥ 政府広報によるガイドラインの広報の実施（29年2月）
- ⑦ 金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（28年12月、29年2月）（資料9-8-3参照）
- ⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、29年6月末までに、50件の支援を実施

VI 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「顧客との「共通価値の創造」の構築」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（29年3月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを通じて、地域の企業や金融関係者等に対して「共通価値の創造」の考え方の普及・啓発を図った。

第9節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（資料9－9－1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は301件、27年度は382件、28年度は261件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、26年度は3,057件、27年度は2,857件、28年度は3,622件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、44.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、26年度は101件、27年度は103件、28年度は52件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、67.6%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、26年度は1,408件、27年度は1,542件、28年度は748件となっている。28年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、84.5%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況（資料9－9－2参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年2月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。28年度は、各預金取扱金融機関の28年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（28年8月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数が、引き続き高水準で推移していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

第10節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、26年度は1,076件、27年度は695件、28年度は492件であり、調査を開始した15年9月以降29年3月末までの累計は43,586件となっている。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、26年度は466件、27年度は353件、28年度は236件、強制解約等をしたのは、26年度は364件、27年度は218件、28年度は208件であり、調査を開始した15年9月以降29年3月末までの累計は、利用停止が23,745件、強制解約等が15,507件となっている。